

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

豊島区の人口動向

豊島区の人口は、令和 7（2025）年 3 月現在で 294,166 人、世帯数は 187,642 世帯となっており、人口については平成 9（1997）年を底に、一時的な減少期間はあるものの、増加傾向である。将来推計では、令和 7（2025）年以降も緩やかな人口増加傾向が続く見込みである。

また、令和 5（2023）年 1 月現在の区の人口密度は 22,191 人 / 平方キロメートルとなっており、全国一の高さとなっている。

豊島区内の産業の動向

豊島区の令和 3（2021）年における民営事業所数は 19,141 事業所、従業者数は 269,773 人となっており、平成 26（2014）年をピークに増減を繰り返している。

業種別の事業所数では、「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「不動産業・物品賃貸業」の順に多くなっている。平成 28（2016）年から令和 3（2021）年にかけて、「卸売業・小売業」と「宿泊業・飲食サービス業」が大幅に減少している一方で、「情報通信業」、「不動産業・物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」は増加傾向にある。

豊島区の中小企業者の実態

令和 5 年度に実施した「豊島区産業振興指針改定に伴う実態調査」によると、

令和 4（2022）年の売上額と、3 年前を比較した売上高は「減少」が約 45%を占め、「増加」を上回っている状況である。

業種別にみると、「出版・印刷業」や「飲食業」、「運輸業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、「小売業」、「製造業」は、「減少」と回答した事業者が 5 割を超えている。

また、新型コロナウイルスの発生が活動に及ぼした影響については、「悪影響が継続している」と回答した事業者が約半数を占めており、厳しい経営状況が伺える。

令和 5 年度に実施した「豊島区産業振興指針改定に伴う実態調査」によると、平成 29（2017）年度に「合理化の不足」を事業上の課題としてあげた事業者は、全体の 4.8%となっていたが、令和 4（2022）年には全体の 26.5%を占め、増加している。

豊島区の課題

豊島区では、中小企業者の上記の課題を解決するため、平成 22 年度に「としまビジネスサポートセンター（としまビジサポ）」を開設した。

としまビジサポでは、地域の金融機関や士業団体等と連携し、事業者のあらゆる経営課題に対して、「資金（融資のあっせん等）」「起業・創業」「売上・販路拡大」「税務・労務」など、無料かつワンストップによる幅広い相談対応を行っている。

相談件数は、開設以降増加の一途をたどっているが、令和 5 年度に実施した「豊島区産業振興指針改定に伴う実態調査」によると、経済的支援（融資あっせん・補助金）の制度を「知っている」と回答した事業者は半数を超えているが、一方でその他の制度について「知らなかった」と答えた事業者が半数を超えるなど、区が展開する様々な支援制度に関する情報が十分に行き届いていない状況である。

今後は、としまビジサポの更なる周知に加え、社会情勢の変化等により多様化する事業者の経営課題に対し、個々に寄り添ったきめ細やかな支援が求められている。

（2）目標

事業者に対して区が実施している産業支援策の情報発信強化を図る他、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるもの）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

豊島区の産業は卸売・小売・サービス業・製造業等多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

豊島区の産業は駅周辺のみならず住宅エリアなど広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は豊島区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

豊島区の産業は卸売・小売・サービス業・製造業等多岐にわたり、多様な業種が豊島区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取り組み事業は設備更新や日常業務体制の見直しなど様々である。本計画においては労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日から令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。